

上越市選挙管理委員会告示 第33号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により別紙のとおり選任した。

令和8年2月5日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一